

平成 25 年 4 月 17 日

各位

一般社団法人 フォレストック協会  
理事長 石黒 路明

### 道田山林のCO<sub>2</sub>吸収量クレジットの販売一時停止について

当協会では、道田山林のCO<sub>2</sub>吸収量クレジットの販売を一時停止することと致しましたのでお知らせいたします。

道田山林は、「絶滅危惧種クマタカを育む国定公園と林業の調和」をテーマとし、地域と連携しながら伝統的な河内林業を実践しているフォレストック認定森林の一つであります。

同認定森林におきましては従前より森林施業計画の認定を取得しており、平成 24 年 4 月 1 日施行の改正森林法に基づく森林経営計画への移行手続きについて、平成 25 年 3 月 1 日を目処とした森林経営計画の認定取得に向け申請手続きを進めておりましたが、申請先自治体より追加手続等の要請があり、同森林経営計画の申請内容の変更が必要となったことから同森林経営計画の認定取得に遅れが生じております。

フォレストック認定の取得及び認定継続に際しては、森林経営計画の認定又は森林認証の取得が義務付けられており、森林施業計画の認定を受けているフォレストック認定森林については森林経営計画の認定取得への移行手続きが必要となるため、平成 25 年 3 月 31 日までの移行期間を設け該当する認定森林における森林経営計画の認定取得手続きを進めて頂きました。(平成 24 年 6 月 7 日当協会リリース「フォレストック認定制度における改正森林法の対応」をご参照ください)。

道田山林においては、当協会が定めた森林経営計画への移行期間内に同森林経営計画の認定取得がなされず、フォレストック認定基準を満たさない状態が発生いたしましたが、同認定森林における森林経営計画の認定取得の遅延がやむを得ないものであることに加え、既に本年 5 月末までに同森林経営計画の認定取得が合理的に見込まれていること、またモニタリング手続きを経て確認されている通り、当該遅延がフォレストック認定基準における道田山林についての「生物多様性」「森林の管理・経営」に関する評価に影響を及ぼすものではないこと等を考慮し、当協会理事会にて検討協議した結果、道田山林に対するフォレストック認定の継続に問題はないと判断いたしました。

なお、当協会では、同認定森林における森林経営計画の認定取得がなされるまでの間、フォレストック認定制度規定集の定めに従い、道田山林名義のCO<sub>2</sub>吸収量クレジットに関する販売流通及び名義変更手続きを一時停止とすることと致しました。同CO<sub>2</sub>吸収量

クレジットの販売一時停止措置につきましては、道田山林において森林経営計画の認定取得の確認後に解除する予定であり、解除に際しては再度お知らせいたします。

上記のとおり、道田山林のCO<sub>2</sub>吸収量クレジットについては同クレジットの販売流通及び名義変更手続きを一時停止致しますが、同認定森林のフォレストック認定に影響を与えるものではなく、既に譲渡販売された同クレジット及び再開後の同クレジットに関して何ら影響を与えるものではありませんのでご安心ください。

以上